

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きる日は、翌日と同日)

- ◇民生委員法施行細則の一部を改正する規則
一 民生委員推薦会が行う民生委員の推薦は、市の民生委員についても所管福祉事務所長を経由して行うこととした。(第二条関係)

- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
三 この規則は、公布の日から施行することとした。

規則

民生委員法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年六月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十八号

民生委員法施行細則の一部を改正する規則

民生委員法施行細則(昭和二十九年八月鳥取県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「法律第百九十八号」を「法律第百九十八号。」に改め、「以下「政令」という。」を削り、「外」を「ほか」に改める。

公布された規則のあらまし

- ◇規則 民生委員法施行細則の一部を改正する規則(社会課)
告示 被爆者一般疾病医療機関の指定(健康対策課)

- 被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退(〃)

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整
が行われることがある旨の告示(中小企業課)

- 公有水面の埋立ての免許の出願(港湾課)

- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

- 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

- 狩獵免許試験の実施(森林保全課)

- 狩獵免許の更新に関する適性検査等の実施(〃)

- 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

第二条を次のように改める。

第二条 法第六条に規定する民生委員の推薦をする場合においては、民生委員推薦会は、民生委員候補者推薦書（様式第一号）及び民生委員候補者推薦調書（様式第二号）を当該民生委員の置かれる区域を所管する福祉事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

様式第一号中「西若 単 月 日」を「西若 年 月 日」に、

〔昭 大 附 则 に改める。〕

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百十五号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

平成五年六月八日

鳥取県知事 西 尾 崑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------------------|---------------|-----------|
| みなみ歯科医院 | 鳥取市南吉方一丁目一〇八一 | 平成五年六月一日 |
| 吉井歯科医院 | 倉吉市東巖城町一〇一 | " |
| 水本クリニック | 鳥取市徳尾四〇五一一 | " |
| 永井整形外科医院 | 米子市上後藤一丁目八一二六 | " |
| 医療法人元町病院 | 境港市上道町一八九五十一 | " |
| 渡部外科医院 | 米子市上後藤一丁目八一二六 | " |
| 中村歯科医院 | 境港市上道町一九九〇 | " |
| 河本医院 | 米子市加茂町二丁目一五二 | " |
| 宮川医院 | 倉吉市津原三九二二 | " |
| 医療法人井東医院 | 倉吉市新陽町一二一二 | " |
| 大津医院 | 倉吉市福吉町一三八九一五 | " |
| 白石医院 やまなか歯科クリニック | 米子市安倍二二九一三 | " |
| 山口はるみ歯科 有限会社平福葉 | 東伯郡会見町天万三三八一 | " |
| ○ | 西伯郡中山町田中七五八一 | " |
| 米子市道笑町四丁目九九一三 | " | " |

けい歯科クリニック

米子市安倍九七十五

"

鳥取県告示第五百十七号

鳥取県告示第五百十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）

第十四条の三第二項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退の申出があつたので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十六条の規定により告示する。

平成五年六月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 辞 退 年 月 日 |
|-----------|---------------|------------|
| 永井整形外科医院 | 米子市上後藤二丁目八一六 | 平成五年五月三十一日 |
| 宮川医院 | 東伯郡大栄町大字瀬戸五三一 | " |
| 井東眼科クリニック | 倉吉市新陽町一二一二 | " |
| 白石医院 | 米子市安倍二二九一三 | " |

鳥取県告示第五百十八号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部港湾課、鳥取県米子土木事務所及び中山町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成五年六月八日

平成五年六月八日

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四八年法律第百九号）第三条第二項の規定により告示する。

鳥取県告示第五百十七号

| 届出者の名称 | 届出に係る建物の名称 | 届出に係る建物の所在地 |
|------------|-------------|--------------|
| はるやま商事株式会社 | 紳士服のはるやま米子店 | 米子市米原五丁目六一三五 |

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二三〇

二 埋立区域

(一) 位置

西伯郡中山町岡字濱八〇から八二まで並びに塩津字西浪入五五〇一から五五〇一三まで、五五二一一から五五二一三まで及び一二六一に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑫の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑬の地

点と①の地点とを直線で結んだ線により閉まれた区域

①の地点 逢坂港東防波堤灯標（北緯三五度三一分三九秒、東経一

三三度三分五九秒）から一五九度一九分一六秒、一七一

・五七メートルの地点

②の地点 ①の地点から一五四度〇六分一一秒、一九・七六メートルの地点

ルの地点

③の地点 ②の地点から六四度〇六分一一秒、六〇・〇〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から一五四度〇六分一一秒、八・九〇メートルの地点

ルの地点

⑤の地点 ④の地点から二三二七度二四分一四秒、二六・一〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二三三度五三分五七秒、二五・四〇メートルの地点

ルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から二四七度三分一二秒、二五・〇四メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二五八度四〇分三八秒、二五・八三メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から二七二度一四分一二秒、二一・九八メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から三三四度〇六分一一秒、二一・九八メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から六四度〇六分一一秒、七・九三メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から一五四度〇六分一一秒、三・三四メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から一五四度〇六分一一秒、三・三四メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から一五四度〇六分一一秒、三・三四メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から一五四度〇六分一一秒、三・三四メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から一五四度〇六分一一秒、三・三四メートルの地点

三 面積

三、一八四・一〇平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

西伯郡中山町岡字濱八〇から八二までに接する国有地及びその地先公有水面、塩津字西浪入五五〇一から五五〇一三まで、五五二一から五五二一三まで及び五五三に接する国有地並びにその地先公有水面並びに塩津字西浪入一二六一及びその地先公有水面

(二) 区域

次の⑦の地点から⑬の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑭の地点と⑯の地点とを直線で結んだ線により閉まれた区域

⑦の地点 逢坂港東防波堤灯標（北緯三五度三一分三九秒、東經一三三度三三分五九秒）から一〇九度三〇分一七秒、一六〇

・三三メートルの地点

①の地点 ⑦の地点から一五四度〇六分一一秒、一二三一・〇〇メー

トルの地点

⑦の地点 ①の地点から二四四度〇六分一一秒、一四四・〇〇メー

トルの地点

⑦の地点 ⑦の地点から二六五度四六分一一秒、六七・八〇メート

ルの地点

⑦の地点 ⑦の地点から三三四度〇六分一一秒、二二八・〇〇メー

トルの地点

⑦の地点 ⑦の地点から一九度〇六分一一秒、一二四・四四メート

ルの地点

(三) 面積

三八、一五三・二四平方メートル

四 埋立地の用途

ふ頭用地

五 出願年月日

平成五年四月二十三日

鳥取県告示第五百十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年六月八日

鳥取県知事 西 尼 岩 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年三月十六日 鳥取県指令受烏土維第七百五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町宮下

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目八七

ミサワホーム鳥取株式会社

代表取締役 金澤泰治

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成五年六月八日

鳥取県公報 平成5年6月8日火曜日

| 鳥取県公安委員会委嘱課 標 田 売 同 | | | " | ファンタジーZ | 太陽電子株式会社 |
|---------------------|----------------|------------|--|---------------|---------------------------------|
| 遊技機の種類 | 型 式 | 製造業者名 | アレンジボール遊技機 ちゃんこ | | |
| ばらんこ遊技機 | C R ボーネット | 株式会社三洋物産 | " | " | " |
| " | カバ次郎X | " | " | " | " |
| " | パニック俱楽部II | " | " | " | " |
| " | C R 野球拳 | " | " | " | " |
| " | 福丸 | " | " | " | " |
| " | 福丸II | " | " | " | " |
| " | メロディー | " | " | " | " |
| " | C R F・キンゾウIAA | 株式会社三共 | 鳥取県保護及狩獵ニ関スル法律(大正7年法律第32号。以下「法」とい う。)第7条第1項に規定する狩獵免許試験を次のとおり実施する。 | | |
| " | C R スカイキッズII | " | 平成5年6月8日 | | |
| アレンジボール遊技機 | C R ビックキーチャンスI | " | 鳥取県知事 西 尾 也 次 | | |
| ばらんこ遊技機 | エキサイトイソカジノ | 株式会社ニューギン | 1 受験対象者 鳥取県内に住所を有し、狩獵免許を受けようとする者で、法第6条各 号のいずれにも該当しないもの | | |
| " | ジンジンルーレット8 | " | 2 実施期日等 | | |
| " | 麻雀王 | マルホン工業株式会社 | 実 施 期 日 | 時 間 | 場 所 |
| | | | 平成5年8月4日(水) | 午前9時30分 から | 倉吉市東巣鴨町2 鳥取県中部総合事務所 第6会議室 |

平成5年6月8日火曜日

鳥取県公署

| | | |
|--------------|---------------|------------------------------------|
| 平成5年8月25日(水) | 午前9時30分 から | 米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所 第4会議室 |
| 平成5年9月17日(金) | 午前9時30分 から | 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁大会議室 |

(注)受験申込みのときに受験希望月日を申し出ること。

- (1) 狩猟免許手数料 4,300円 (狩猟免許試験の一部 免除の対象となる者にあっては、3,200円)
- (2) 納付方法
(1)で記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。
その他

詳細については、鳥取県農林水産部森林保全課(電話0857-26-7305)
又は各地方農林振興局林業課に問い合わせること。

3 試験科目

(1) 適性試験(视力、聴力及び運動能力)

(2) 知識試験(鳥獣保護及び狩猟に関する法令、獵具及び鳥獣に関する知識)

(3) 技能試験(獵具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別)

4 受験申込方法

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄の地方農林振興局長に提出すること。

(1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号。以下「法」といふ。)第7条ノ4に規定する狩猟免許の更新に関する適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成5年6月8日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 實施期日等

(1) 鳥取地方農林振興局管内

受験しようとする日の7日前まで

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

5 申込期限

日曜火曜日 8月 8年5月平成

鳥取公県取

| 実施期日 | 時間 | 場所 | 対象者 |
|------------------------|------------|--|------------------------------|
| 平成5年7月 21日(水) | 午前9時 から | 鳥取市東町一丁目220 鳥取県守講堂 | 鳥取市、岩美郡 又は気高郡に住 所を有する者 |
| (2) 八頭地方農林振興局管内 | | | |
| 実施期日 | 時間 | 場所 | 対象者 |
| 平成5年8月 20日(金) | 午前9時 から | 八頭郡家町大字郡家 100 鳥取県八頭総合事務所 大会議室 | 八頭郡に住所を 有する者 |
| (3) 倉吉地方農林振興局管内 | | | |
| 実施期日 | 時間 | 場所 | 対象者 |
| 平成5年7月 29日(木) | 午前9時 から | 倉吉市東巣城町2 鳥取県中部総合事務所 第7会議室 | 倉吉市又は東伯 郡に住所を有す る者 |
| (4) 米子地方農林振興局管内 | | | |
| 実施期日 | 時間 | 場所 | 対象者 |
| 平成5年7月 21日(水) | 午前9時 から | 米子市続町一丁目160 鳥取県西部総合事務所 講堂 | 米子市、境港市 又は西伯郡に住 所を有する者 |

(5) 日野地方農林振興局管内

| 実施期日 | 時間 | 場所 | 対象者 |
|------------------|------------|---|-----------------|
| 平成5年7月 28日(水) | 午前9時 から | 日野郡日野町根雨140— 1 鳥取県日野総合事務所 大会議室 | 日野郡に住所を 有する者 |

3 講習**(1) 科目**

ア 猟獵保護及び狩獵に関する法令

イ 鳥獣の判別

ウ 獣具の取扱い

(2) 時間

3時間

4 適性検査講習終了後、狩獵に関する適性を審査するため、次の事項につき適性
検査を行う。

- (1) 視力
- (2) 脳力
- (3) 運動能力

5 更新申込手続
所定の狩獵免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄の地方農
林振興局長に提出すること。
(1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6、

報公県取鳥

センチメートル、横 2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 1枚

(2) 鉄砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者にあっては、その者が法第

6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書

申込期間

鳥取県鳥取地方農林振興局管内 平成5年7月13日（火）まで

鳥取県八頭地方農林振興局管内 平成5年8月12日（木）まで

鳥取県倉吉地方農林振興局管内 平成5年7月21日（水）まで

鳥取県米子地方農林振興局管内 平成5年7月13日（火）まで

鳥取県日野地方農林振興局管内 平成5年7月20日（火）まで

7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

(1) 狩猟免許更新手数料 2,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

8 その他

詳細については、鳥取県農林水産部森林保全課（電話0857—26—7305）又は各地方農林振興局林業課に問い合わせること。

2 開催の日時及び場所

平成5年6月8日

鳥取県公安委員会委員長 德田博司

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による獵銃又は空氣銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げる者を対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

を経由して公安委員会に提出すること。

6

講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 5,700円

イ 経験者講習 2,200円

(2) 納付方法

(1)にて記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7

携行品
筆記用具及び印鑑

| 区分 種別 | 日 時 | 場 所 | 受講対象者 |
|----------|--------------------------------------|--------------------------------------|--|
| 初心者講習 | 平成5年7月15日 午前10時00分から 午後4時30分まで | 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地下第 2会議室 | 岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管 内に居住する者 |
| 経験者講習 | 平成5年7月8日 午後1時30分から 午後4時30分まで | 米子市城町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室 | 倉吉、八幡、米子、 境港、溝口及び黒坂の各警察署の管 内に居住する者 |
| 経験者講習 | 平成5年7月28日 午後1時30分から 午後4時30分まで | 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会棟2階 第二執行部控室 | 岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管 内に居住する者 |

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 演銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 演銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長